

平成25・26年度

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書類提出要領（建設工事）

1 提出受付工事種別

建築一式工事，プレハブ工事，左官工事，とび・土工・コンクリート工事，電気工事，管工事，ほ装工事，塗装工事，防水工事，内装仕上工事，機械器具設置工事，電気通信工事，造園工事，建具工事，消防施設工事

2 提出書類

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式第1の1及び2）

3 添付書類

- (1) 業態調書（様式第2）
- (2) 営業所一覧表（様式第3）
- (3) 総合評定値通知書の写し
- (4) 納税証明書又はその写し
- (5) 共同企業体等調書（様式第4の1及び2）（官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合のみ提出する。）
- (6) 委任状（様式第5）（行政書士等の代理申請による場合のみ提出する。）

4 提出方法

- (1) 前記2及び前記3の書類（以下「申請書類」という。）の提出方法は，郵送（書留郵便による。）又は持参（裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）第1条に規定する裁判所の休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。
- (2) 申請書類は，桃色のフラットファイル（A4－Sサイズ，2穴，背幅18ミリメートル）にとじ，表紙及び背表紙に申請者名を記載する。
- (3) 書類のつづり方の順序は，申請書類の記載番号順とする。
- (4) 提出に当たっては，前記2，前記3の(1)，(2)，(3)及び(5)の各写しを1部作成し，別にホッチキス留めする等して，申請書類と合わせて提出する。
- (5) インターネット方式（定時受付のみ）の受付の場合は，申請書類（納税証明書を除く。）等の提出は不要である。

なお，納税証明書については，別紙1の3のアドレスにアクセスして提出方法等を確認する。

5 受付期間

定期審査の受付期間は，別紙1記載のとおりとする。

随時審査の受付期間は，平成25年2月1日以降とし，郵送（書留郵便による。）又は持参（休日を除く。）により，申請書類を提出する。

※ 随時受付の場合，後記9に記載のとおり，資格の有効期間が資格認定日からとなるため，充分余裕をもって申請を行わない場合には，参加希望入札等に間に合わないことがあるので留意すること。

6 提出場所（郵送又は持参の場合）

申請書類は、原則として申請者の本社所在地の区分に応じ、別紙２記載の提出場所に提出する。

なお、裁判所の審査事務は一元的に行っており、前記４の(1)及び前記４の(5)のいずれかの方法により、かつ１箇所提出すれば裁判所の統一名簿に登録されるので、重複申請のないよう注意すること。

7 競争に参加することができない者

次の各号に掲げる者については、競争参加資格がない。

また、資格決定後に次の各号に掲げる者のいずれかに該当することとなった場合には、資格を取り消す。

(1) 予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。以下「予決令」という。）第７０条に該当する者

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第７１条に該当する者

(3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(4) 申請書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者

(5) 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条の規定による許可（プレハブ工事については建築一式工事に係る許可）及び前記３の(3)記載の総合評定値の通知を受けていない者

8 資格審査結果の通知

資格決定通知書により通知する。

9 資格の有効期間

定期審査については、平成２５年４月１日から平成２７年３月３１日まで

随時受付での参加資格の申請については、資格認定日から平成２７年３月３１日まで

10 申請した事項の変更等の届出

(1) 変更等の届出

申請書類の提出後、別紙３に掲げる事項に変更があるときは、速やかに、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（建設工事）（様式第６）（以下「変更届」という。）及び添付書類を提出する。

提出先は、申請書類を提出した裁判所とする。ただし、申請書類をインターネット方式で提出した場合は、最高裁判所とする。

また、変更等の届出が受理されたことにより訂正等がなされた旨の通知は行わないので、受理確認を希望する者は、変更届を提出する際に当該変更届の写しを提示すれば、受付窓口において当該変更届の写しに受付印を押印して返却するので、これをもって受理の確認とする。

おって、変更届を郵送により提出する場合にこの措置を希望する者は、当該変更届の写し等及び送付用の封筒（商号又は名称及びその所在地並びに担当部署名及び担当者名を記載し、かつ、所要の切手を貼付した日本工業規格長３号封筒）を同封する。

(2) 変更ができないもの

次の各号に掲げる事項は、後記 13 の再申請を行うことができる場合を除き、資格の変更を行うことができない。

ア 競争参加資格希望工種区分（ただし、廃業（一部廃業を含む。）の場合を除く。）

イ 総合評定値通知書の総合評点に変更があった場合

11 証明書類等の有効期間

添付書類のうち官公署が行った証明書類等の証明年月日については、申請書類又は変更等の届出を提出する日以前の 3 箇月以内のもの

ただし、インターネット方式での提出に係る納税証明書の証明年月日については、平成 24 年 10 月 16 日から平成 25 年 1 月 15 日までのもの

12 証明書類等の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類等については、写真機又は複写機等を使用して機械的な方法により複写したものであり、ほぼ原寸大であり、かつ、鮮明（印影部分含む。）である写しに限り、写しによって差し支えない。

13 その他

(1) 特定建設工事共同企業体としての競争参加者の認定

特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとにこれを公示する。

(2) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

今回の申請時において会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て中の者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て中の者は、手続開始の決定を受けた後に、一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うこと（以下、これらの決定を受けた者を「更生手続等開始決定者」という。）。

平成 25・26 年度一般競争（指名競争）参加資格の有資格者として確認を受けた後に更生手続等開始決定者となった者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、一般競争（指名競争）において競争参加資格があることの確認がなされない場合がある。

(3) 合併等により新たに設立された会社等の取扱い

合併等により新たに設立された会社等とは、次のアからオに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うこと。

ア 合併により新たに会社が設立された場合における新設会社、又は合併によりその一方が存続した場合における存続会社

イ 親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

- ウ 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
- エ 既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
- オ 営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社
- (4) 国土交通省が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受けたものの取扱い
- 建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）附則第4項及び第6項の規定による国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営審査事項を受けた者は、グループ経審を受審した代表建設業者において、一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
- (5) 別添の平成25・26年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請書類作成要領（建設工事）を参考のこと。

(別紙1)

定 期 審 査 の 受 付 期 間

- 1 文書郵送受付（書留郵便による。）
平成24年12月3日から平成25年1月15日まで（当日消印有効）
- 2 文書持参受付
平成24年12月3日から平成25年1月31日まで（休日を除く。）
時間は9時30分から12時まで及び13時から16時まで
- 3 インターネット受付
 - (1) パスワード申請受付期間
平成24年11月1日から平成24年11月30日まで
 - (2) 入力プログラムダウンロード期間
平成24年11月1日から平成25年1月15日まで
 - (3) 申請用データ受付期間
平成24年12月3日から平成25年1月15日までアドレス <https://www.pqr.mlit.go.jp>
なお、上記インターネット方式の受付期間等のうち、土曜日、日曜日、祝日、並びに年末年始（平成24年12月29日から平成25年1月3日）の終日及び平日の17時から翌日の9時の間は、システムを運休する。

(別紙2)

提出場所一覧表

受付対象	提出場所	郵便番号・住所	電話番号
東京都，神奈川県，埼玉県，千葉県，茨城県，栃木県，群馬県，静岡県，山梨県，長野県，新潟県に本社があり，主としてこれらの地域内での受注を希望する者	東京高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒100-8933 東京都千代田区 霞が関1-1-4	03-3581-1546
大阪府，京都府，兵庫県，奈良県，滋賀県，和歌山県に本社があり，主としてこれらの地域内での受注を希望する者	大阪高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒530-8521 大阪府大阪市北 区西天満2-1-10	06-6316-2553
愛知県，三重県，岐阜県，福井県，石川県，富山県に本社があり，主としてこれらの地域内での受注を希望する者	名古屋高等裁判 所事務局 会計課営繕係	〒460-8503 愛知県名古屋市 中区三の丸1-4-1	052-203-0162
広島県，山口県，岡山県，鳥取県，島根県に本社があり，主としてこれらの地域内での受注を希望する者	広島高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒730-0012 広島県広島市中 区上八丁堀2-43	082-221-2449
福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，鹿児島県，宮崎県，沖縄県に本社があり，主としてこれらの地域内での受注を希望する者	福岡高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒810-8608 福岡県福岡市中 央区城内1-1	092-781-3731
宮城県，福島県，山形県，岩手県，秋田県，青森県に本社があり，主としてこれらの地域内での受注を希望する者	仙台高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒980-8638 宮城県仙台市青 葉区片平1-6-1	022-745-6249
北海道に本社があり，主として北海道内での受注を希望する者	札幌高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒060-0042 北海道札幌市中 央区大通西11	011-290-2108
香川県，徳島県，高知県，愛媛県に本社があり，主としてこれらの地域内での受注を希望する者	高松高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒760-8586 香川県高松市丸 の内1-36	087-851-1647
上記の受付対象区分のいずれにも該当しない者又は全国での受注を希望する者	最高裁判所 事務総局経理局 営繕課契約係	〒102-8651 東京都千代田区 隼町4-2	03-3264-8111 内線3513

(別紙 3)

変 更 事 項 一 覧 表

変 更 事 項	添 付 書 類
建設業許可番号	建設業許可通知書の写し
適格組合証明番号	官公需適格組合証明書
法人である申請者又は有資格者（以下「法人」という。）の住所（市町村合併による変更を含む。以下同じ。）、商号又は名称若しくは役職及び代表者氏名（フリガナを含む。）	登記事項証明書又は商業登記簿謄本（又は抄本）
個人である申請者又は有資格者（以下「個人」という。）の住所及び氏名（フリガナを含む。）	住所については住民票、氏名については戸籍謄本（又は抄本）
申請書に押印した代表者印	印鑑証明書
申請者又は有資格者の郵便番号、電話番号、FAX番号又は外資状況	添付書類は不要
担当者氏名（フリガナを含む。）、担当者電話番号又はメールアドレス	添付書類は不要
受注希望地域	変更部分に係る新たに作成した業態調書（様式第2）及び営業所一覧表（様式第3）（以下「新たに作成した業態調書等」という。）
営業所の名称、郵便番号、所在地（市町村合併による変更を含む。）、電話番号、FAX番号、建設業許可業種又は営業区域（営業所の新設及び閉鎖による変更を含む。）	建設業許可部局に提出した届及び受理を証明する書類の写し（届出を要しない変更の場合は不要）及び新たに作成した業態調書等
申請者又は有資格者が成年被後見人に該当した場合	後見開始決定謄本
法人の消滅、解散又は廃業	建設業許可部局に提出した廃業届及び受理を証明する書類の写し及び裁判所が通知した資格決定通知書の写し
個人の死亡又は廃業	建設業許可部局に提出した廃業届及び受理を証明する書類の写し及び裁判所が通知した資格決定通知書の写し
許可を受けた建設業の一部廃業	建設業許可部局に提出した廃業届及び受理を証明する書類の写し、新たに作成した業態調書等並びに裁判所が通知した資格決定通知書の写し
上記変更事項以外の許可、登録等の状況	許可、登録等の証明書の写し及び新たに作成した業態調書等